〇富岡市水道水源保護条例
平成18年３月27日条例第200号
富岡市水道水源保護条例

（目的）
第１条　この条例は、水道法（昭和32年法律第177号）第２条第１項の規定に基づき、富岡市の水道に係る水質を保全し、水量を確保するため、その水源の保護に必要な施策を講じ、もって住民の生命及び健康を守ることを目的とする。

（定義）
第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
（１）　水源　水道法第３条第８項に規定する取水施設及び貯水施設の周辺の地域で、水道の原水の取入れに係る区域をいう。
（２）　水源保護地域　市の水道に係る水源及びその周辺並びにその上流域で、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第８条第２項に基づく公営企業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が指定する区域をいう。
（３）　対象事業　産業廃棄物処理業その他水源の水質を汚濁させ、若しくは水源を枯渇させ、若しくは取水施設の水位を著しく低下させ、又はそれらのおそれのある事業で、別表に定めるものをいう。
（４）　規制対象事業場　対象事業を行う工場その他の事業場のうち、第８条第４項の規定により規制対象事業場と認定されたものをいう。
（５）　公共用水域　河川、湖沼その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路（流域下水道施設、公共下水道施設、農業集落排水施設等を除く。）をいう。
一部改正〔平成26年条例５号・27年６号・31年５号〕

（市及び管理者の責務）
第３条　市及び管理者は、水源の保護に係る施策を定め、これを実施しなければならない。

（対象事業を行っている者等の責務）
第４条　対象事業を行っている者及び対象事業を行おうとする者は、その事業活動を行うに当たっては、水道水源を保護するために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、市及び管理者が実施する水源の保護に関する施策に協力しなければならない。

（住民等の責務）
第５条　何人も、市及び管理者が実施する水源の保護に係る施策に協力しなければならない。

（啓発活動）
第６条　管理者は、水道水源の保護に係る知識の普及及び意識の高揚に努めなければならない。

（水源保護地域の指定等）
第７条　管理者は、第１条の目的を達成するため、水源保護地域を指定することができる。
２　管理者は、水源保護地域を指定しようとするときは、あらかじめ、富岡市水道水源保護審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。
３　管理者は、第１項の規定により、水源保護地域の指定をしたときは、その旨及びその区域を直ちに告示しなければならない。
４　前２項の規定は、管理者が水源保護地域の指定を変更し、又は解除しようとする場合について、準用する。

（事前の協議及び措置等）
第８条　水源保護地域内において、対象事業を行おうとする者又は対象事業を行う施設の構造、規模若しくは事業の範囲を変更しようとする者は、あらかじめ、管理者に協議するとともに、関係地域の住民に対し、当該対象事業の計画及び内容を周知させるため、説明会の開催その他の措置をとらなければならない。
２　前項の規定にかかわらず、管理者が必要ないと認めるときは、対象事業を行う施設の構造、規模又は事業の範囲を変更しようとする者は、同項に規定する関係地域の住民に対する説明会の開催その他の措置をとることを要しない。
３　管理者は、対象事業を行おうとする者又は対象事業を行う施設の構造、規模若しくは事業の範囲を変更しようとする者が第１項に規定する協議をせず、又は同項の措置をとらず、若しくはとる見込みがないと認めるときは、当該者に対し、期限を定めて当該協議をし、又は当該措置をとるよう勧告するものとする。
４　管理者は、第１項の規定による協議があった場合においては、審議会の意見及び次に掲げる項目に基づき、当該協議に係る事業場が規制対象事業場に該当するか否かを判定し、規制対象事業場の認定の有無を決定し、当該協議を受けてから90日以内に、その結果を当該協議をした者に文書で通知しなければならない。
（１）　事業場の排水水質

（２）　水源水量への影響
５　前項第１号に規定する事業場の排水水質を判定する基準については、市長が別に定める。
６　対象事業を行おうとする者は、第４項に規定する規制対象事業場と認定しない旨の通知があるまでは、対象事業場の建設工事に着手してはならない。
７　管理者は、第４項の規定により、審議会に意見を聴き、当該協議に係る事業場が規制対象事業場に該当するか否かを判定するまでの間において、市の水道に係る水質の汚濁を防止し、清浄な水を確保するため必要があると認められるときは、第１項の規定による協議をした者に対し、必要な措置をとるべきことを指導し、又は勧告することができる。

（承継）
第９条　対象事業を行おうとする者又は対象事業を行っている者から前条第１項の協議を経た対象事業場を譲り受け、若しくは借り受け、又は相続した者は、当該協議をした者の地位を承継する。
２　対象事業を行おうとする者又は行っている者の合併の場合（前条第１項の協議をした法人が存続するときを除く。）
又は分割の場合（同項の協議を経た対象事業場を承継させる場合に限る。）においては、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該協議を経た対象事業場を承継する法人は、当該協議をした法人の地位を承継する。
３　前２項の規定により地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内に管理者に届け出なければならない。

（事業の実施の一時停止命令）
第10条　管理者は、対象事業を行おうとする者が第８条第３項又は第７項の規定による勧告に従わないときは、期限を定めて対象事業に係る行為の一時停止を命ずることができる。
２　前項の規定は、対象事業を行う施設の構造若しくは規模又は対象事業の範囲を変更しようとする者が第８条第３項又は第７項の規定による勧告に従わない場合について準用する。

（規制対象事業場の設置の禁止）
第11条　何人も、水源保護地域内において、規制対象事業場を設置してはならない。

（停止命令等）
第12条　管理者は、前条の規定に違反して、規制対象事業場の設置に着手した者に対し、当該規制対象事業場の設置の停止を命ずることができる。
２　管理者は、前項の停止命令と併せて、又はこれに代えて、当該者に対し、相当の期限を定めて原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合にこれに代わるべき措置を命ずることができる。

（報告及び立入検査）
第13条　管理者は、水源保護地域内において、対象事業を行っている者に対し、排水処理施設の状況、汚水等の処理の方法、水質その他必要な事項に関し報告を求め、この条例の施行に必要な限度において管理者の指定する市の職員及び管理者から委託を受けた者をして対象事業を行っている施設に立ち入り、公共用水域に排出させる汚水等の検査をさせることができる。
２　前項の規定により立入検査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

（改善勧告）
第14条　管理者は、前条の検査において、水源の水質を汚濁させ、又は汚濁させるおそれのある対象事業を行っている者に対し、期限を定めて施設の構造若しくは使用方法又は汚水等の処理方法を改善するよう勧告することができる。

（施設使用又は排水の一時停止命令）
第15条　管理者は、対象事業を行っている者が前条の勧告に従わないときは、当該対象事業を行っている施設の使用又は汚水等の公共用水域への排水の一時停止を命ずることができる。

（公表）
第16条　管理者は、対象事業を行おうとする者又は対象事業を行っている者に対し、第10条第１項及び前条の規定による一時停止を命じたとき、又は第11条の規定に違反したときは、その旨及びその命令内容を公表することができる。

（対象事業以外の事業等を行おうとする者に対する指導又は勧告）
第17条　管理者は、水源保護地域内において、対象事業以外の事業又は行為を行おうとする者に対し、水道水源の水質の保全のために必要な措置をとることを指導し、又は勧告することができる。

（措置要請）
第18条　管理者は、市の区域外において、対象事業を行おうとする者があるときは、関係地方公共団体に対し、適当な措置をとることを要請するものとする。

（審議会の設置）
第19条　水源の保護を図り、水道事業を円滑に推進するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の４第３項の規定に基づき、審議会を置く。

（審議会の所掌事務）
第20条　審議会は、市の水道に係る水源の保護に関する重要な事項について、調査審議する。

（審議会の組織）
第21条　審議会は、委員７人以内で組織する。
２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
（１）　優れた識見を有する者
（２）　その他市長が必要と認める者
一部改正〔平成27年条例43号〕

（委員の任期）
第22条　委員の任期は、２年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
２　委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）
第23条　審議会に会長及び副会長各１人を置き、委員の互選により定める。
２　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）
第24条　審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。
２　審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
３　審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）
第25条　審議会の庶務は、建設水道部水道総務課において処理する。
一部改正〔平成20年条例６号・29年４号・31年５号〕

（委任）
第26条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（罰則）
第27条　次の各号のいずれかに該当する者は、１年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
（１）　第10条第１項の規定による命令に違反して、対象事業に係る行為を行った者
（２）　第12条第１項の規定による命令に違反して、規制対象事業場の設置に着手した者
（３）　第12条第２項の規定による命令に違反して、原状回復又はこれに代わるべき措置をとらなかった者
（４）　第15条の規定による命令に違反して、対象事業を行っている施設の使用又は汚水等の公共用水域への排水を行った者
第28条　次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。
（１）　第９条第３項の規定による届出をしなかった者
（２）　第13条第１項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、若しくは忌避した者

（両罰規定）
第29条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前２条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

附則

（施行期日）
１　この条例は、平成18年３月27日から施行する。

（経過措置）
２　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の富岡市水道水源保護条例（平成13年富岡市条例第８号。以下「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
３　施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附則（平成20年３月26日条例第６号）
この条例は、平成20年４月１日から施行する。

附則（平成26年３月28日条例第５号）
この条例は、平成26年４月１日から施行する。

附則（平成27年３月30日条例第６号）
この条例は、平成27年４月１日から施行する。

附則（平成27年５月18日条例第43号）
この条例は、公布の日から施行する。

附則（平成29年３月30日条例第４号）
この条例は、平成29年４月１日から施行する。

附則（平成31年３月19日条例第５号）
この条例は、平成31年４月１日から施行する。

別表（第２条関係）
対象事業
１　産業廃棄物処理業
２　砕石業
３　畜産業
４　ゴルフ場